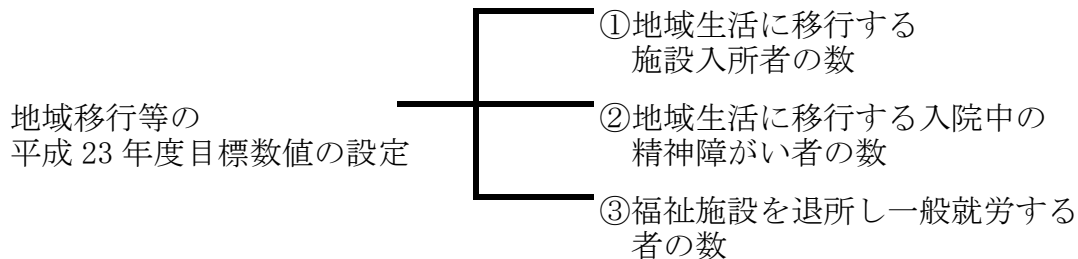


第4章 障がい者施策の推進

+

1 障がい福祉サービスの充実（第2期障がい福祉計画）

（1）地域移行等の目標値



① 地域生活に移行する施設入所者の数

施設を利用している障がいのある人が地域への生活に移行する観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に生活の場を移行する障がいのある人の数を見込み、そのうえで平成23年度時点における地域生活へ移行する者の目標数値を設定します。

本町の平成17年10月1日現在の施設入所者数は85人となっており、今後、平成23年度末までに7人が地域への生活に移行できるよう、各障がい者施策の推進を図ります。

また、平成23年度末までに3人の新規利用が見込まれるため、入所利用者の削減見込みは4人となります。

項 目	数 値	考 え 方
現入所者数(A)	85 人	平成17年10月1日現在 (第1期障がい福祉計画作成時点)
【目標数値】 地域生活移行数	7 人	平成23年度末までに施設入所からグループホーム・一般住宅等へ移行した者の数
新たな施設入所支援利用者	3 人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人数
目標年度入所者数(B)	81 人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標数値】 削減見込み(A-B)	4 人 (4.7%)	差引減少見込み数

※地域生活への移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅への移行をいう。

② 地域生活に移行する入院中の精神障がい者の数

平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が全員退院することを目指し、それに向けて必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度までにおける退院可能な精神障がい者数の減少目標数値を設定します。

本町における退院可能な精神障がい者数は 16 人となっており、このうちの 13 人が平成 23 年度末までに退院できるようにします。

項 目	数 値	考 え 方
現 在	16 人	退院可能な精神障がい者数 (第 1 期障がい福祉計画作成時点)
【目標数値】 減少数	13 人	上記のうち、平成 23 年度末までに退院を目指す数

※現在の退院可能な精神障がい者数は栃木県指針による。

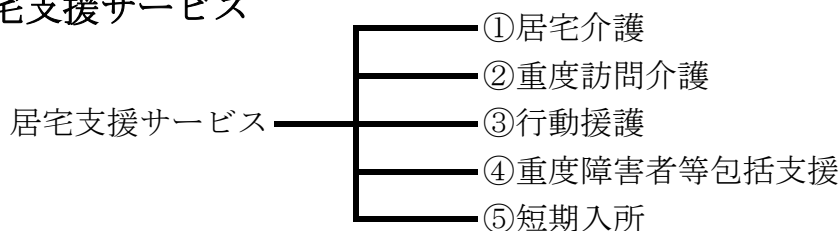
③ 福祉施設を退所し一般就労する者の数

平成 23 年度において、障がいのある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の目標数値を設定します。

本町における福祉施設から一般就労に移行した障がいのある人は、平成 17 年度は 2 人となっています。今後は就労支援や事業主の啓発等を行っていくことにより、平成 23 年度には 8 人の障がいのある人が福祉施設から一般就労に移行することができるようにします。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労 移行者数	2 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標数値】 目標年度の年間一般 就労移行者数	8 人	平成 23 年度において施設を退所し、一般 就労する者の数

(2)居宅支援サービス



① 居宅介護

障がいのある人を対象に、自宅で自立した生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

② 重度訪問介護

重度の要介護状態にある身体障がい者を対象に、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯などの家事援助、コミュニケーション支援、外出時における移動介護などの総合的なサービスを提供します。

③ 行動援護

自閉症やてんかんなどの症状のある重度の知的障がい者・児、統合失調症等のある重度の精神障がい者を対象に、自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護の一部(移動を含む)を行うサービスを提供します。

④ 重度障害者等包括支援

筋萎縮性側索硬化症(A L S)等の重度の身体障がい者、強度行動障がいのある重度の知的障がい者、重度の精神障がい者を対象に、ケアマネジメントなどのサービスを提供する事業者が「サービス利用計画」に基づいて複数のサービスを包括的に提供します。



■ サービス見込み量

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 (上段：時間/月 下段：人/月)	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
	520 (445)	600 (531)	680 (528)	616	644	672
	— (29)	— (31)	— (26)	28	30	32

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

⑤ 短期入所

障がいのある人を対象に、介助者の疾病等の理由により障がいのある人の介助ができなくなった場合、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

■ サービス見込み量

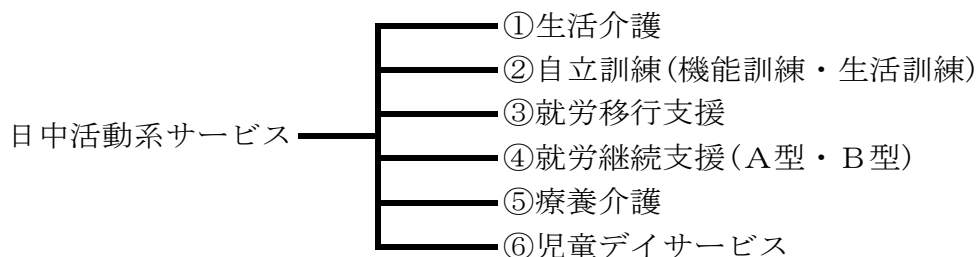
短期入所	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	95 (43)	105 (60)	120 (72)	82	92	102
利用者数(人/月)	— (7)	— (7)	— (9)	12	16	20

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

居宅支援サービス見込み量確保のための方策

- これまでそれぞれの障がいごとに提供されていたサービスは、今後は一元化された制度のもとで提供されることとなったため、それぞれの障がいの特性に対応できる事業所や人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- 重度訪問介護や重度障害者等包括支援などの事業については、そのサービスを必要とする障がいのある人が適切に利用することができるよう、情報の周知を行いサービスが利用しやすい体制を整えます。
- 相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所と指定サービス提供事業所、役場などの関係機関のネットワーク構築に努めます。

(3) 日中活動系サービス



① 生活介護

常時介護を必要とする障がいのある人に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介助、創作的活動、生産活動の機会等のサービスを提供します。

■ サービス見込み量

生活介護	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	506(394)	858(646)	1,056(810)	1,060	1,260	1,460
利用人数(人/月)	23(25)	39(36)	48(43)	53	63	73

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

②-1 機能訓練

身体障がい者を対象に、一定期間のプログラムに基づき、身体機能の向上のために必要な訓練等を提供します。

■ サービス見込み量

自立訓練(機能訓練)	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	22(0)	44(15)	66(18)	22	22	22
利用人数(人/月)	1(0)	2(1)	3(1)	1	1	1

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

②-2 生活訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立生活が困難な方に対して一定期間のプログラムに基づいて地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供します。

■ サービス見込み量

自立訓練(生活訓練)	第1期計画			第2期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数(人日/月)	44(0)	88(0)	110(0)	22	44	198
利用人数(人/月)	2(0)	4(0)	5(0)	1	2	9

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

③ 就労移行支援

就労を希望する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を対象に、一定期間のプログラムに基づいて生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための必要な訓練等を提供します。

■ サービス見込み量

就労移行支援	第1期計画			第2期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数(人日/月)	44(0)	132(43)	176(61)	132	154	374
利用人数(人/月)	2(0)	6(2)	8(3)	6	7	17

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

④ 就労継続支援（A型・B型）

④-1 就労継続支援A型(雇用型)

就労移行支援事業により一般企業への雇用が結びつかなかった方、養護学校を卒業して雇用が結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

■ サービス見込み量

就労継続支援（A型）	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	0 (0)	0 (0)	22 (0)	22	22	22
利用人数(人/月)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	1	1

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

④-2 就労継続支援B型(非雇用型)

一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難な障がいのある人の中で、再び雇用の場に戻ることを希望する障がいのある人に対して、継続した就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

■ サービス見込み量

就労継続支援（B型）	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	44(48)	110(62)	176(93)	220	352	704
利用人数(人/月)	2(4)	5(5)	8(6)	10	16	32

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

⑤ 療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人で一定以上の障害程度区分の方を対象に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供します。

■ サービス見込み量

療養介護	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	— (0)	— (0)	— (0)	0	0	30
利用人数(人/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

⑥ 児童デイサービス

障がいのある子どもを対象に、施設や事業所等に通い、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供します。

■ サービス見込み量

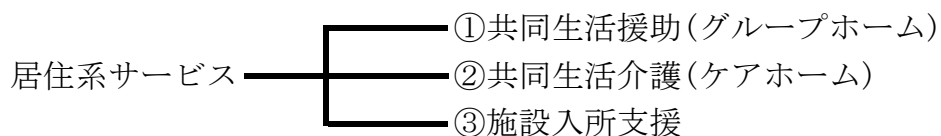
児童デイサービス	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	100(155)	115(140)	130(145)	155	165	175
利用人数(人/月)	— (26)	— (25)	— (24)	25	26	27

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

日中活動系サービス見込み量確保のための方策

- ・ 事業を提供する体制については、町内をはじめとし、近隣市町にある事業所とも調整を図り、提供されるサービス内容に偏りが生じないように努めます。また、サービスを必要としている障がいのある人に対して事業所の情報を与え、利用の支援を行います。
- ・ 就労支援については、庁内関係各課や関係機関、企業等との連携を図り、施設利用から一般の就労に結び付けられる体制整備に努めます。
- ・ これから就労を希望する障がいのある人はもとより、職に就いている時、職を離れた後のフォローとしての相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所と指定サービス提供事業所、役場などの関係機関のネットワーク構築に努めます。

(4) 居住系サービス



① 共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者・精神障がい者を対象に、主に夜間において共同生活の場を提供し、食事提供、相談等の日常生活上の世話を提供します。

② 共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障がい者・精神障がい者を対象に、主に夜間において共同生活の場を提供し、入浴、食事、排せつ等の介護や日常生活上の世話を提供します。

■ サービス見込み量

	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
共同生活援助（GH）						
共同生活介護（CH）						
利用日数(人日/月)	— (442)	— (568)	— (750)	780	810	840
利用人数(人/月)	17 (16)	18 (19)	21 (25)	26	27	28

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込



③ 施設入所支援

夜間等に介護を必要とする障がいのある人や、「自立訓練」、「就労移行支援」を利用している障がいのある人の中で単身の生活が困難である方、地域の都合により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話を提供します。

■ サービス見込み量

施設入所支援	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用日数(人日/月)	－ (1,795)	－ (1,546)	－ (1,575)	1,595	1,566	1,508
利用人数(人/月)	86 (54)	87 (54)	86 (55)	55	54	52

※ ()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

居住系サービス見込み量確保のための方策

- ・ 共同生活援助、共同生活介護は自宅での生活が困難となった障がいのある人や、施設を退所して地域への生活に移行する障がいのある人の受け入れ先として、今後整備することが重要な課題となります。グループホームの提供体制にあたっては、事業所等の移行計画を把握し、空き物件等既存の社会資源の活用を検討します。
- ・ 施設入所支援については、現在利用実績のある施設と連携をとり、サービス量の確保を行うほか、障害程度区分の判定により、サービスが必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。
- ・ 相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所と指定サービス提供事業所、役場などの関係機関のネットワーク構築に努めます。

(5) その他障がい福祉サービス



① 指定相談支援（サービス利用計画作成）

支給決定を受けた利用者のうち、特に一定以上のサービスを利用する支援を必要とする者や入所・入院から地域に移行する者に対して、計画的なプログラムの作成を行います。

■ サービス見込み量

指定相談支援 (サービス利用計画作成)	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用人数(人/月)	8 (5)	9 (5)	10 (6)	7	8	9

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

② 自立支援医療費の支給

自立支援医療は障がいがある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療となります。

自立支援医療は次の3つの医療で構成されており、これらの医療にかかる費用の一部を支給し、引き続き制度の利用に努めます。

自立支援医療の構成	内 容
育成医療	障がいのある子どもが生活する能力を得るために必要な医療
更生医療	身体障がいのある人が障がいを軽くしたり機能を回復させて、日常生活を容易にするために必要な医療
精神通院医療	精神障がいのある人に対して、通院によって受ける医療

③ 療養介護医療費の支給

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が療養介護のサービスを受けた際に、それに要した医療費の一部支給を行います。

④ 補装具費の支給

補装具は、障がいのある人の身体上の障がいを補い、日常生活や職業生活をしやすくするために、長期間にわたり継続して使用されるものです。

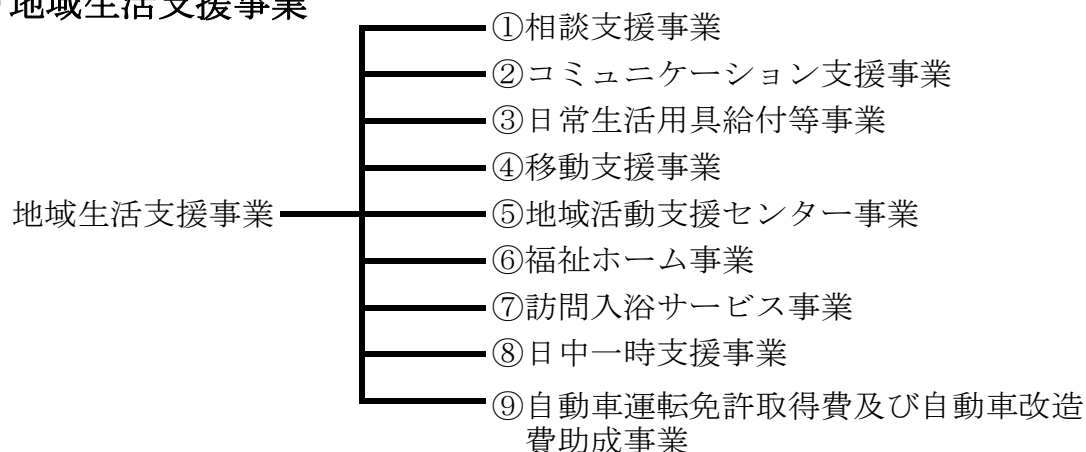
障がいのある人が、補装具の購入や修理が必要な場合、購入や修理にかかる費用を支給します。

その他障がい福祉サービス見込み量確保のための方策

- ・ 指定相談支援について、計画的な複数のサービス利用を必要とする障がいのある人に対して適切な利用計画を提供できるよう、人材や事業所の確保に努めます。
- ・ 医療費や補装具費については情報の周知を行い、利用の促進を図ります。



(6) 地域生活支援事業



① 相談支援事業

①-1 障がい者相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を送れることを目的に、障がいのある人自身や家族の方、介護を行う方などからの相談を総合的に受け付け、障がい福祉サービスに関する情報の提供や利用の援助、権利擁護のための必要な援助を行います。

①-2 自立支援協議会

相談支援事業を効果的かつ円滑に実施するため、自立支援協議会を設置し、相談支援事業者の運営評価を行うことで中立・公平性を確保し、また、専門性の高い事例の対応についての指導・助言に取り組みます。

①-3 市町村相談支援機能強化事業

社会福祉士や精神保健福祉士、保健師などの専門的な職員を配置することによって、相談支援機能の強化を図り、相談支援事業の適正かつ円滑な実施に努めます。

①-4 住宅入居等支援事業

知的障がいや精神障がいのある人で、一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な者を対象に、入居に必要な調整や支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援

します。

①-5 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援して権利の擁護を図ります。

■ サービス見込み量

(単位：か所)

相談支援事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
①-1 障がい者相談支援事業	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
①-2 地域自立支援協議会	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1	1	1
①-3 市町村相談支援機能強化事業	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
①-4 住宅入居等支援事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
①-5 成年後見制度利用支援事業	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある人に対して手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行い、障がいのある人とその周りの人との意思疎通を円滑なものにするよう努めます。

■ サービス見込み量

コミュニケーション 支援事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
実利用人数(人/月)	8 (4)	10 (4)	12 (4)	4	5	5
手話通訳者設置見込者数	— (0)	— (0)	— (0)	0	0	0

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

※ 町ではとちぎ視聴覚障害者情報センターに委託し、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣しているため、手話通訳者設置を行っていない。

③ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がいのある子どもを対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。

■ サービス見込み量

(単位：件/年)

日常生活用具給付等事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
	26(37)	75(62)	78(62)	68	70	75
(1)介護訓練支援用具	1(1)	2(2)	2(2)	2	2	3
(2)自立生活支援用具	5(6)	5(5)	5(5)	5	5	5
(3)在宅療養等支援用具	7(8)	7(9)	7(2)	6	6	6
(4)情報・意思疎通支援用具	5(6)	6(1)	7(4)	4	5	6
(5)排泄管理支援用具	5(13)	52(45)	54(48)	49	50	52
(6)住宅改修費	3(3)	3(0)	3(1)	2	2	3

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上に必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を提供します。提供に際しては、個別支援型・グループ支援型での対応を図ります。

■ サービス見込み量

移動支援事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
実施箇所見込み数(か所)	6(2)	6(9)	7(8)	8	8	8
利用見込み者数(人/月)	10(2)	10(3)	12(4)	5	6	8
延べ利用見込み時間数(時間/月)	15(1)	20(4)	24(5)	6	8	10

※()内は、18・19年度が実績、20年度は見込



⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を行います。

地域活動支援センターの機能強化を図るために「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」、「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、地域の社会資源等の実情に即した事業を実施します。

■ サービス見込み量

地域活動支援センター	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
①基礎的事業 (上段：か所／下段：人)	1 (3) 7 (7)	1 (3) 8 (3)	1 (2) 10 (2)	2 2	3 4	3 6
②機能強化事業 (上段：か所／下段：人)	0 (0) — (0)	0 (2) — (5)	0 (2) — (5)	2 6	3 8	4 10

※○内は、18・19年度が実績、20年度は見込

○地域活動支援センターの類型

地域活動支援センター Ⅰ型	地域活動支援センター Ⅱ型	地域活動支援センター Ⅲ型
相談支援事業を実施する他、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる理解啓発等を行う。 (以前の「地域生活支援センター」等)	雇用・就労が困難な在宅生活を送る障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、自立と生きがいを高めるための事業を行う。 (以前の「デイサービス事業所」等)	運営年数や実利用人員について、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体等が実施する通所による小規模作業所について支援の充実を行う。 (以前の「小規模作業所」等)
◇基礎的事業 創作・生産活動の場や社会との交流の機会を提供するなどの支援を行う。		

⑥ 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅での生活が困難と思われる障がいのある人に対して、居室等設備の利用を低額な料金で提供し、地域での生活を支援します。

■ サービス見込み量

福祉ホーム事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数（人／年）	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※ ()内は、18・19年度が実績、20年度は見込

⑦ 訪問入浴サービス事業

在宅で生活をしている身体障がいのある人で、一人での入浴が困難な方の入浴介助や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、在宅生活を支援するために居宅を訪問して入浴の介護を提供します。

■ サービス見込み量

訪問入浴 サービス事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数（人／月）	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	4	4

※ ()内は、18・19年度が実績、20年度は見込



⑧ 日中一時支援事業

在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

■ サービス見込み量

日中一時支援事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数（人／月）	16（32）	18（35）	20（35）	36	38	40

※（）内は、18・19年度が実績、20年度は見込

⑨ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障がいのある人の社会参加を促進します。

■ サービス見込み

自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業	第1期計画			第2期計画		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数（人／年）	2（0）	2（1）	2（2）	2	2	2

※（）内は、18・19年度が実績、20年度は見込

地域生活支援事業見込み量確保のための方策

- ・ 町単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。